

「理財局の情報システム(国債関係システム)の機能改修に係る設計・開発業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所			意見内容		修正有無	回答	
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案			
1	調達仕様書	8	4(4) キ	キ 受託者は、運用保守事業者が改修したアプリケーションについて、運用保守事業者から資産を受領し、機能改修後のアプリケーションに取り込むこと。また、「財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務（以下、機器更改という。）」を実施する事業者いう。）及び「理財局の情報システム（国債関係システム及び国債債務分析システム）の機能改修に係る設計・開発業務（以下、機能改修という。）」を実施する事業者が改修した資産を受領し、受領したアプリケーションプログラムの開発を行うこと。		当該箇所には、GSS移行のペンダーについて記載がありませんが、GSS移行に伴うアプリケーション修正が発生した場合の差分は、本業務における差分取込では対象外という認識でよろしいでしょうか。	－	ご認識のとおりです。
2	調達仕様書	8	4(4) キ	キ 受託者は、運用保守事業者が改修したアプリケーションについて、運用保守事業者から資産を受領し、機能改修後のアプリケーションに取り込むこと。また、「財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務」を実施する事業者（以下、機器更改事業者という。）及び「理財局の情報システム（国債関係システム及び国債債務分析システム）の機能改修に係る設計・開発業務」を実施する事業者（以下、機能改修事業者という。）が改修した資産を受領し、受領したアプリケーションプログラムの開発を行うこと。		調達済みの「財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務」および「国債関係システム及び国債債務分析システムの機能改修に係る設計・開発業務」において、障害等の発生により設計書やプログラム資産に修正が発生した場合、移転後の次期システムに関する設計書やプログラム資産への障害対応後の取込みは、運用保守事業者で対応される認識です。 本調達においては、運用保守事業者で取り込んだ障害対応後の設計書やプログラム資産を受領し、改修中の設計書やプログラム資産に反映する認識です。相違ないでしょうか。	－	ご認識のとおりです。
3	調達仕様書	17	5(5) ウ (エ)	ウ 機能改修事業者との調整 (エ) 総合テスト及び受入テスト実施における本番環境及び保守環境利用の調整作業		保守環境の利用については、機能改修事業者と調整すると記載がありますが、保守環境は運用保守事業者とも利用の調整が必要な認識です。 以下に修正してはいかがでしょうか。 5 作業の実施体制・方法 (5) 関連事業者への対応 イ運用保守事業者との調整 (オ)総合テスト及び受入テスト実施における本番環境 及び保守環境 利用の調整作業	○	ご記載いただいた通り、修正します。
4	調達仕様書	32	10(1)	(記載なし)		本業務は「財務省理財局の情報システムの更改等に係る設計・開発及び移行業務」および「国債関係システム及び国債債務分析システムの機能改修に係る設計・開発業務」など、複数案件と並走する認識です。 他事業者による瑕疵があった場合は、本業務の遂行に重大な影響を与える可能性があると考えます。これらを踏まえて以下のように追記してはいかがでしょうか。 ----- (追加案) ----- 受託者が本業務期間中に取り込む改修資産や他事業者が主体となって実施する作業について、他事業者による瑕疵があり、本業務の遂行に重大な影響を与える可能性がある場合は、速やかに財務省と協議すること。また、状況により他事業者を交え協議をすること。	○	ご記載いただいた通り、追記します。